

青い森鉄道マーケティング力強化業務公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の背景・目的

青い森鉄道沿線の人口減少や新型コロナウイルス感染症の流行により環境が変化する中で、青い森鉄道株式会社及び県が、自ら市場を分析し、顧客のニーズを捉えて戦略的なマーケティングを行う力を強化するため、広く提案を受ける公募型プロポーザルにより、「青い森鉄道マーケティング力強化業務」を実施する。

2. 発注者（委託者）

青森県

3. 業務の概要

- (1) 業務名：青い森鉄道マーケティング力強化業務
- (2) 業務内容：青い森鉄道マーケティング力強化業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期限：契約の日から令和5年3月10日（金）
- (4) 委託予定上限額：10,000,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4. 受託者決定までのスケジュール

- (1) 募集の開始：令和4年5月11日（水）
- (2) 質問書の提出期限：令和4年5月18日（水）16時
- (3) 質問書に対する回答：令和4年5月23日（月）
- (4) 参加表明書の提出：令和4年5月26日（木）16時
- (5) 企画提案書の提出期限：令和4年6月3日（金）必着
- (6) 企画提案書の審査：令和4年6月6日（月）
- (7) 審査結果通知：令和4年6月8日（水）予定
- (8) 契約締結：令和4年6月14日（火）以降

5. 参加資格要件

次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定するものに該当しないものであること。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 業務提案書の提出期限の日から契約締結までの間に、青森県知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (6) 次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 役員等（法人にあっては役員であって経営に事実上参加している者、法人でない団体にあっては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有

する者、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

(7) 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を滞納していない者であること。

6. 質問の受付

(1) 質問方法

任意の様式に質問事項及び担当者、連絡先（電話、メールアドレス）を記載の上、電子メール又はFAXにより提出すること。質問を送信した場合は、電話にて下記担当に質問の受信について確認すること。

(2) 提出期限

令和4年5月18日（水）16時

(3) 回答方法

令和4年5月23日（月）までにメール等により回答する。
なお、質問及び回答は実施要領等の請求者全員に周知する。

7. 参加表明書の提出

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出方法

郵送又は持参

(4) 提出期限

令和4年5月26日（木）16時

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案提出書（様式2）

② 事業者概要書（様式3）

③ 企画提案書（様式任意）

④ 企画提案に係る見積書（様式任意）

※見積書には企画提案書の内容を実施するための費用とその積算内訳を明らかにすること。

なお、見積額が3.(4)の委託予定上限額を上回った場合は審査の対象としない。

(2) 企画提案書の記載内容

- ① 業務実施に関する組織体制及び業務実施スケジュール
- ② 企画内容
- ③ 実施方法
- (3) 提出部数
5部（ただし、見積書は原本1部とコピー5部）
- (4) 提出方法
郵送又は持参
- (5) 提出期限
令和4年6月 3日（金）必着

9. 企画提案書の審査

本業務の実施に当たり設置する審査会において、提出された企画提案書に基づき、書面審査を実施する。

10. 審査基準

- (1) 仕様書に記載する事業概要に沿って業務を円滑に実施し、業務目的を達成するために効果的な方策が示されているか。
- (2) スケジュールが適切に設計されているか。
- (3) 従事するスタッフの人数及び体制から、効果的に業務を推進できると認められるか。
- (4) 経費の積算が適正で、本業務の適切な執行が期待できるか。
- (5) 事業概要に加えて、加点すべき独自提案があるか。

11. 留意事項

- (1) 失格又は無効について
次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
 - ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④ 本実施要領に違反すると認められる場合
 - ⑤ その他、指示した事項に違反した場合
- (2) その他
 - ① 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - ② 本業務に係る公募型プロポーザルに関する説明会は行わない。
 - ③ 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、公募型プロポーザル参加者が負うものとする。
 - ④ 提案書作成・提出に係る費用は支給しない。
 - ⑤ 公募型プロポーザル参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属するが、提出した書類は返却しない。
 - ⑥ 提案内容はすべて見積額に反映させること。（別途費用を要する等の内容は不可とする。）また、仕様書に記載のない項目についても、追加提案事項として評価対象とする。ただし、追加提案事項も見積額に反映させること。
- (3) 本プロポーザルの実施に当たって要した経費（資料の制作費、郵送料など）は全て参加者の負担とする。

12. 契約締結について

- (1) 委託者は、最も優れた企画提案を行った者（以下、最優秀提案者という。）を契約の相手方候補として契約交渉を行う。なお、契約交渉の際、提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることができるものとする。
- (2) 最優秀提案者との契約が成立しない場合、次点者を契約の相手方候補として契約交渉を行うことがある。

13. 問合せ・連絡・提出先

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

青森県企画政策部交通政策課 担当 金渕主査

TEL 017-734-9150 FAX 017-734-8037

電子メールアドレス kotsu@pref.aomori.lg.jp